

学校生活における諸注意（通信制生徒便覧より）

出校日には、豊野高校北館を使用します。次の注意事項を必ず守ってください。なお、この注意事項は生徒との対話により変更することが可能です。

(1) 登下校

ア 自動車通学は禁止です。通学の際は、徒歩・自転車・公共交通機関を利用してください。身体的な事情等特別な場合は考慮することがあります。原付で通学する場合は、担任に相談の上、通学許可を受けてください。各自交通法規を遵守してください。

イ 自転車通学は許可制とし、許可の条件は以下の通りである。

- ① 禁止車体の自転車（ドロップハンドル・ミニサイクル・競技用自転車）は使わない。
- ② 防犯登録をすること。
- ③ 自転車は常に整備し、ハブステップがついていたりライト・ブレーキなどが故障していたりするものは使用しない。
- ④ 自転車は、学校指定のステッカーをはり、反射板をスポークに付け、必ず施錠して指定された自転車置き場に置く。
- ⑤ 雨天時は、雨合羽を着用し、傘さし運転は絶対にしない。
- ⑥ ①～⑤の許可条件のいずれかに違反したり、交通安全規約を守らなかったりする場合は、許可の停止、取り消し、その他の指導を行う。
- ⑦ 自転車通学では、ヘルメットの着用に努める。

(2) 校内生活

ア 面接指導日には、STに出席すること。

各ホームルーム教室でホームルーム担任より出欠の確認や連絡など諸指導をうけてください。また、体育館にて合同で実施する場合があります。

イ 身分証明書の携帯及び生徒章の掲示をすること。

身分証明書は常に携帯するようにしてください。また、校内では生徒章を、他者から見える状態で身につけるようにしてください。

ウ 貴重品の管理と盗難防止をしっかりと。

- ① 必要のない金銭、物品、貴重品などは学校へ持ち込まない。
- ② やむを得ず貴重品等を持ち込む場合は、自己管理を徹底する。
- ③ 体育の授業や部活動時等では貴重品の管理を徹底し、盗難防止に努める。
- ④ 盗難被害にあったときは、速やかにHR担任に申し出をし、「紛失・盗難届」を出す。

エ 品位を保った身だしなみを心がけましょう。

服装、身だしなみ、言葉遣い、態度等は品位を保ち、外来者にも礼節を失することのないようにしましょう。

オ 気持ちよく学校生活を送れるよう、次のマナーを守ってください。

いじめ、暴力、脅迫など、人の権利を力で奪うような行為は絶対にいけません。また、20歳を越えた人でも学校生活での飲酒・喫煙は禁止です。

カ 他課程の備品などに手をふれないでください。

他課程の備品などに手をふれたり、使用したりしないでください。また、教室の椅子や机を勝手に移動させないでください。やむをえず移動させた場合は、使用した人が必ずもとにもどしておいてください。

キ 気分が悪くなったら、まず職員室へ！

学校の中で負傷したり、気分が悪くなったりした場合は、職員室（北館1階）へ連絡してください。なお、内服薬は常置されていませんので、持病のある人は、薬を持参してください。

ク 健康上要配慮事項がある人は、ホームルーム担任に申し出てください。

持病のある人、現在医師にかかっている人など、健康上の要配慮事項がある人は、ホームルーム担任に申し出てください。

ケ 「相談室」・スクールカウンセラーの利用を！

からだや心の悩みだけでなく、勉強・仕事等の悩みのある人が個人的にスクールカウンセラーと面談ができるように「相談室」を設けています。場所は北館2階です。スクールカウンセラー来校の日は「相談室だより」または「ST」で連絡します。

コ スマートフォンの使用はしない！

学校敷地内では携帯電話・スマートフォンの使用を原則禁止とします。授業その他で使用する場合は教員の許可を受け、監督のもと使用するようにしてください。

(3) 日課表

通常日課

ST	10：40～10：55
3	10：55～11：45
4	11：55～12：45
昼食	12：45～13：25
5	13：25～14：15
6	14：25～15：15
ST	15：20～15：25

※業後清掃は当番制

45分日課

ST	10：30～10：45
3	10：45～11：30
4	11：40～12：25
昼食	12：25～13：05
5	13：05～13：50
6	14：00～14：45
ST	14：50～14：55

※業後清掃は当番制

(4) 次のような場合には、ホームルーム担任に早急に届け出てください。

ア 交通事故にあったり、交通事故を起こしたりしたとき。

交通事故にあったときは、ホームルーム担任を通じて、速やかに「交通事故に関する報告書」を提出する。

イ 家族に不幸があったり、災害にあったりしたとき。

ウ 氏名・住所・勤務先・電話番号を変更したとき。

エ 転学、退学、学習中断しなければならない事態が生じたとき。

オ 保証人、保護者の変更が生じたとき。

カ 校内でグループ活動等をするとき。

(5) その他

ア 就業の届け

入学時に就業している場合は生徒個票に勤務先の情報を記載すること。入学後、新たに就業する場合や就業先の変更があった場合は「勤務先届」をホームルーム担任を通じて速やかに提出すること。

イ 学割

旅行等実施する場合は、学割を発行することができる。学割（旅客運賃割引）が必要な場合は、2週間前までに「旅行届」とともに「学生割引証交付願」を、ホームルーム担任を通じて提出する。手続き処理上、期限までに提出しないと発行できない場合がある。

ウ 問題行動の禁止

20歳未満の人の飲酒・喫煙は法律で禁止されています。その他についても法律や条例をしっかりと守って生活して下さい。